平成２１年（フ）第９４６号
兵庫県姫路市飾磨区都倉１丁目17番地１
債務者　加藤　智勢
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７９号
福岡県久留米市国分町1159番地１　プルミエ野田107号
債務者　今村　和子
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第８０号
福岡県久留米市国分町1159番地１　プルミエ野田107号
債務者　今村　淳一
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１６９号
大分市大在中央１丁目１番31号
債務者　岡崎　伸一
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第４０号
北海道小樽市桜５丁目15番38号　ゆうとぴあ桜105号室
債務者　川吉　理菜
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第６２号
北海道小樽市桜３丁目７番221号　桜Ａ住宅１号棟、前住所北海道小樽市長橋４丁目11番５号
債務者　関谷　英治
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第３９号
北海道苫小牧市明野新町６丁目19番18号　港開発社宅36号イ
債務者　山田　勝之
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第５６号
北海道苫小牧市船見町１丁目６番４号　タウンハウス船見Ｃ205号
債務者　本田サツ子
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第３３３号
仙台市青葉区八幡２丁目13番20号　第一コーポチトセ206
債務者　古城　雅史
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３３号
宮城県柴田郡大河原町字緑町11番地５
債務者　若井　栄子
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第３４号
宮城県柴田郡大河原町字広瀬町４番地４―103号
債務者　作間　　淳
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第４３号
宮城県柴田郡大河原町大谷字見城前57番地111―Ｂ―２―306号
債務者　渡邊　千昌
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第４４号
宮城県柴田郡柴田町大字槻木字萱ケ崎２番地―１Ａ
債務者　千歳小百合
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第４８号
宮城県柴田郡柴田町西船迫４丁目５番地98
債務者　佐々木高史
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第４８号
宮城県遠田郡美里町北浦字中組77番地２
債務者　青山　淳子（旧姓荒木）
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第５６号
宮城県栗原市瀬峰長者原48番地９　雇用促進住宅１号棟405
債務者　遠藤　恵美
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第９９号
秋田県潟上市天王字上の台８番地３
債務者　柏崎さおり
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
秋田地方裁判所民事第２部